

令和8年度宮城県私立高校生等奨学給付金について

宮城県では、国の「高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)」を活用し、低所得世帯の生徒に対して授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金を支給しています(返還の必要はありません)。

1 支給要件等

基準日※現在、私立の高等学校・中等教育学校(後期課程)・高等専門学校・専修学校(高等課程)・各種学校に在学する生徒の保護者で、次の要件を全て満たす場合に対象となります。

※7月1日(7月1日までに家計急変した場合は7月1日、7月2日以降に家計急変した場合は家計急変の発生した月の翌月(家計急変の発生した日が月の初日である場合は、家計急変の発生した月)の1日)

①保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算(以下「所得割合算額」)が以下の世帯家計急変による経済的理由から所得割額の合算が以下の世帯相当まで収入が減少した世帯も対象となります。

・非課税世帯(生業扶助受給世帯を含む)

・100円以上182,500円未満世帯

②保護者等が宮城県内に住所を有していること

③高校生等が以下のいずれかの受給資格を有していること(特別支援学校を除く)

・高等学校等就学支援金

・高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等・新修学支援)

・高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援金)

④児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと(母子生活支援施設の高校生等を除く)

2 支給金額(年額)

表の区分毎に、以下の金額が支給されます。

世帯区分		全日制・定時制	通信制
A	生活保護(生業扶助受給世帯)	年額52,600円	年額52,600円
B	所得割合算額が非課税の世帯	年額152,000円	年額52,100円
C	所得割合算額が 100円以上105,500円未満の世帯	年額50,670円	年額17,370円
D	所得割合算額が 105,500円以上182,500円未満の世帯	年額38,000円	年額13,030円

※家計急変の場合の支給金額

①7月1日までに家計が急変した場合は、年額を支給

②7月2日以降に家計が急変した場合は、申請のあった月の翌月以降の月数に応じて月割りで支給

※外国人学校の生徒や令和8年3月31日以前に入学した留学生等はA又はBの世帯のみ対象となる場合があります。

3 申請方法

裏面に記載されている必要書類を下記提出先まで郵送又は直接持参してください。

提出期限	①所得割合算額が非課税又は基準額未満の世帯	令和8年10月19日(月)
	②令和8年7月1日までに家計が急変した世帯	令和8年10月19日(月)
	③令和8年7月2日以降に家計が急変した世帯	令和9年1月29日(金)まで随時受付
提出・問い合わせ先	〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県総務部私学・公益法人課調整班 電話: 022-211-2261 E-mail: shigakuy@pref.miyagi.lg.jp	

※ 提出期日までに申請書類の提出が難しい場合は、事前に宮城県私学・公益法人課まで御連絡願います。
なお、事前連絡がない場合は、原則、提出期日後の受付はできかねますので御了承下さい。

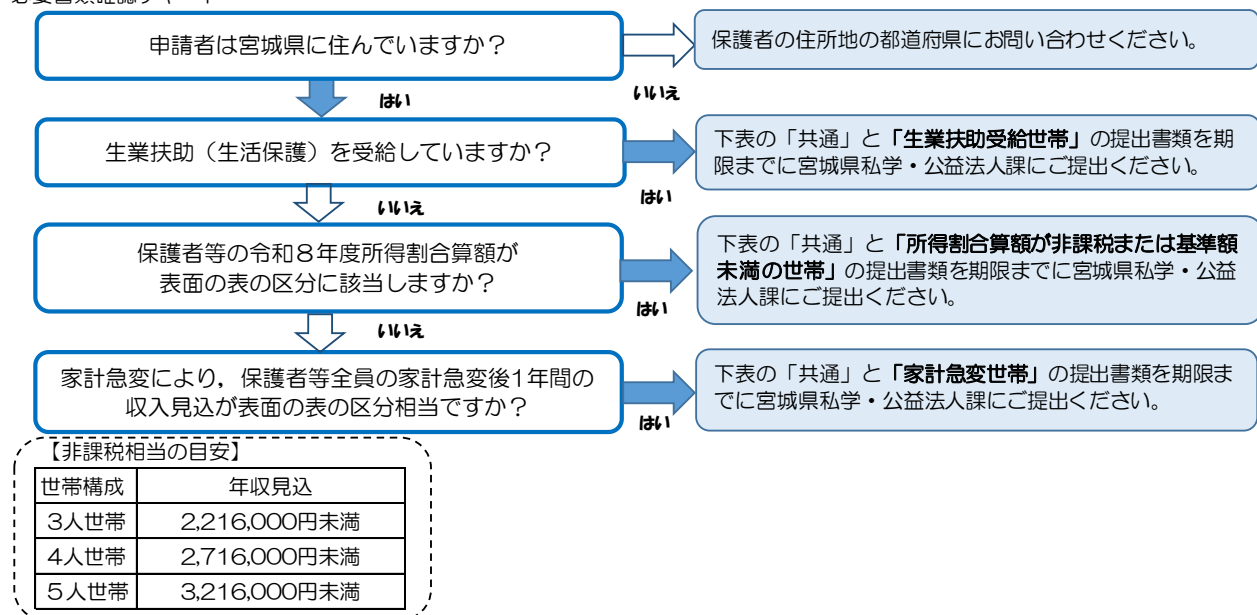
4 申請書類について（令和8年7月28日から、以下の場所・方法で入手することができます。）

- (1) 宮城県総務部私学・公益法人課のホームページからダウンロード
<https://www.pref.miyagi.jp/site/shigaku/kyufu.html>
- (2) 宮城県総務部私学・公益法人課（宮城県行政庁舎11階）
- (3) 宮城県各合同庁舎（詳しい配架場所については、各地方振興事務所にお問合せください。）
- (4) 返信用封筒（角2定形外封筒に保護者の氏名、送付先の郵便番号・住所を記入し180円切手を貼ったもの）を、上記の「提出・問い合わせ先」へ郵送
 ※返信用封筒を入れた封筒の裏側に、「奨学給付金申請書郵送希望」と記入してください。

5 その他

- (1) 奨学給付金は、支給決定後、口座振込依頼書に記載の口座に振り込みます。
- (2) 支給時期をお問い合わせいただいてもお答えいたしかねます。支給時期等については、書面でお知らせします。
- (3) 虚偽の申請や不正受給が判明した場合は支給決定を取り消し、返還及び違約金を課す場合があります。

必要書類確認チャート



世帯区分	提出書類等
共通	(1) 高校生等奨学給付金受給申請書 (2) 口座振込依頼書(申請者本人の口座) (3) 振込先口座の通帳表紙等の写し(銀行名、支店名、口座番号、口座名義が確認できるもの) (4) 在学証明書 (5) 国籍等が分かる書類(住民票、在留カードの写しなど) (6) その他必要な書類(県から個別に依頼があったときのみ)
所得割合算額が非課税または基準額未満の世帯	(7) 保護者等(父母等)全員の令和8年度の課税(非課税)証明書等(写し可) <u>※収入の有無にかかわらず保護者等全員分の提出が必要です。</u>
生業扶助受給世帯	(8) 基準日現在、生業扶助の措置状況が確認できる書類(写し可)

家計急変世帯(※)	(9)保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類(写し可) ※離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など ※収入が無い保護者等については、令和8年度の課税(非課税)証明書等 (10)家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類(写し可) 【家計急変前】令和8年度の課税証明書等 【家計急変後】会社作成の給与見込(家計急変後1年分)、家計急変後3か月の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など
-----------	--

※ 文部科学省が定める高等学校等就学支援金制度の家計急変事由一覧に該当する理由により、保護者等全員の所得割額の合算額が上記世帯区分Bから世帯区分Dの基準相当まで減少した世帯。

※ 申請内容によっては、追加の提出書類が必要となる場合があります。

私立高等学校等専攻科に通う生徒への給付制度については、HP を御覧ください。

詳しくは宮城県の HP を御覧ください。

